

平成二十六年政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第三条―第八条)
第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項(第九条―第三十一条)
第三節 清算中の特定基金等に関する事項(第三十二条―第三十八条)
第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項(第三十九条)
第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項(第四十条―第四十六条)
第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項(第四十七条・第四十八条)
第三章 存続連合会等に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第四十九条)
第二節 存続連合会の業務等に関する事項(第五十条―第五十二条)
第三節 基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項(第五十三条―第六十条)
第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項(第六十一―第六十三条)
第五節 高齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項(第六十四条―第六十七条)
第六節 高齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項(第六十八条・第六十九条)
第七節 存続連合会の事務委託に関する事項(第七十一条)

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項(第七十二条―第七十五条)
第四章 その他の経過措置(第七十六条―第八十四条)

第一章 総則

第一条 (趣旨)

この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

第二条 (定義)

この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)をいう。
二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)をいう。
四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。
五 改正前確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正前の確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)をいう。
六 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。
七 改正前保険業法 平成二十五年改正法附則第七十一条の規定による改正前の保険業法(平成七年法律第百五号)をいう。
八 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。)

- 九 改正前確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)をいう。
十 改正後確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。
十一 改正前確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)をいう。
十二 改正後確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令をいう。
十三 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。
十四 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。
十五 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。
十六 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。
十七 確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。
十八 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。
十九 自主解散型基金 平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金をいう。
二十 清算型基金 平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。
二十一 清算未了特定基金 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項に規定する清算未了特定基金をいう。

第二章

第一節

改正前厚生年金基金に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項
(存続厚生年金基金に関する読替等)
第三条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

Table with 2 columns: Item description and Application details. Includes items like '改正前厚共済組合の生年金被保険者' and '改正前厚老齢厚生年金(平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条又は第十八条の第二項)加入者'.

同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>同法第四百四十七項 平成二十五年改正法附則第四十三項</p>	<p>修正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法</p>									
<p>で、第三十六條から第四十一條の三の三まで、第四十一條の七において準用する場合を含む。)、第四十一條の三の五、第四十一條の四、第四十一條の五(第三号を除く。)、第四十一條の六、第四十二條から第四十八條まで、第五十五條の二第一項(第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五條の三、第五十五條の四第一項及び第二項、第五十六條から第六十條まで、第六十條の二(第五項を除く。)、第六十條の三、第六十二條、第六十三條並びに附則第二條、第五條、第七條及び第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第一條 厚生年金公的年金制度の健全性及び信託性の確保のための厚生年金法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)</p>									
<p>第十條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第十五條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第十六條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第十七條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第十八條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第十九條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十一條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十二條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十三條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十四條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>
<p>第二十四條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十五條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十六條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十七條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十八條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第二十九條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第三十條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第三十一條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第三十二條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第三十三條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>	<p>第三十四條 改正前厚生年金保険法、平成二十五年改正法</p>

<p>第十次に掲げる次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）</p>	<p>号一 五万円 五万円</p>	<p>第十次に掲げる次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）</p>	<p>第十次に掲げる次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）</p>	<p>第十次に掲げる次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）</p>	<p>第十次に掲げる次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）</p>	<p>第十次に掲げる次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）</p>	<p>第十次に掲げる次に掲げる者（次号において「他制度加入者」という。）</p>
<p>下「改正前厚生年金保険法」という。）</p>	<p>確定拠出年金公的年金制度の健全性及び信頼性（平成二十五年改正法附則第五号）</p>						
<p>力有するものとされた改正前</p>	<p>力有するものとされた改正前</p>	<p>力有するものとされた改正前</p>	<p>力有するものとされた改正前</p>	<p>力有するものとされた改正前</p>	<p>力有するものとされた改正前</p>	<p>力有するものとされた改正前</p>	<p>力有するものとされた改正前</p>
<p>規定により第一項の規定により存続厚生年金基金</p>	<p>規定により第一項の規定により存続厚生年金基金</p>	<p>規定により第一項の規定により存続厚生年金基金</p>	<p>規定により第一項の規定により存続厚生年金基金</p>	<p>規定により第一項の規定により存続厚生年金基金</p>	<p>規定により第一項の規定により存続厚生年金基金</p>	<p>規定により第一項の規定により存続厚生年金基金</p>	<p>規定により第一項の規定により存続厚生年金基金</p>

<p>令」という。）第三条の規定による改正前の前条各号</p>	<p>第十前条経過措置政令第三条第四項の規定による各号の読み替えられてなおその効力を有するものとされた整備政令第三条の規定による改正前の前条各号</p>	<p>第一項</p>	<p>第二項</p>	<p>第二企業年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十三号、第三十六条第二号）において「平成二十年改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいい、解散した厚生年金基金を含む。以下同じ。、企業年金基金（）</p>	<p>企業年金基金に</p>	<p>第三他制他制度加入者（存続厚生年金基金（平成十六年度改正法附則第三条第十一号）に規定する存続厚生年金基金をいう。）の加入員を含む。次号において同じ。）</p>	<p>第三企業年金基金</p>	<p>十八年基金</p>	<p>第三條の二 厚生年金保険法第七十八條の二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であつて同條に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法第三十二條第一号に規定する老齢厚生年金（以下「老齢厚生年金」という。）の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によ</p>
---------------------------------	--	------------	------------	--	----------------	--	-----------------	--------------	---

りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付をいう。以下同じ。）について、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の二の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項 老齢厚生被用者年金制度の一元化等を図るた一年金（第一項の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）において「平成二十四年改正法」という。）第一条において「平成二十四年改正法」という。）のうちの平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十四号）以下この条において「経過措置令」という。）第八十二條の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十六條第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第七十八條の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第四十六條第一項（以下この条において「読</p>	<p>替え後の第四十六條第一項」という。）</p>	<p>第四十六條 讀替え後の第四十六條第一項</p>	<p>第四十六條 讀替え後の第四十六條第一項</p>	<p>第四十六條 讀替え後の第四十六條第一項</p>
--	---------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

<p>第二項 老齢厚生被用者年金制度の一元化等を図るた一年金（第一項の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）において「平成二十四年改正法」という。）第一条において「平成二十四年改正法」という。）のうちの平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十四号）以下この条において「経過措置令」という。）第八十二條の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十六條第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第七十八條の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第四十六條第一項（以下この条において「読</p>	<p>第二項 老齢厚生被用者年金制度の一元化等を図るた一年金（第一項の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）において「平成二十四年改正法」という。）第一条において「平成二十四年改正法」という。）のうちの平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十四号）以下この条において「経過措置令」という。）第八十二條の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十六條第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第七十八條の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第四十六條第一項（以下この条において「読</p>	<p>第二項</p>	<p>第三項</p>	<p>第四十六條 讀替え後の第四十六條第一項</p>	<p>第三項 老齢厚生被用者年金制度の一元化等を図るた一年金（第一項の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）において「平成二十四年改正法」という。）第一条において「平成二十四年改正法」という。）のうちの平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法第三十二條第一号に規定する老齢厚生年金（以下「老齢厚生年金」という。）の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によ</p>				
--	--	------------	------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---

から老齢から当該第一号厚生年金被保険者期
 厚生年金間に基づく老齢厚生年金
 老齢厚生第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
 第四十六條 讀替え後の第四十六條第一項

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出）

第四條 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の六第一項の規定による脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）が存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限つて行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限つて行うことができる。

第五條 平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金の算出方法は、

第五條 平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして同日において当該存続厚生年金基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負つている者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該存続厚生

年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額

二 平成十一年十月一日から存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二條第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。以下同じ。）に要する費用に係る収入に相当する額

三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる増加する額に相当する額の算定に係る責任準備金の予定利率は、年五分五厘とする。

3 第一項第二号に掲げる収入に相当する額及び同項第三号に掲げる支出に相当する額の算定に係る利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

（存続厚生年金基金に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え等）

第六條 平成二十五年改正法附則第九條第一項において第三條第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四條の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第九條第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第十四條の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	前條第一項公的年金制度の健全性及び信頼の規定に基性の確保のための厚生年金保険及び、政府法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法第六十三號）附則第九條第一項の規定により政府が解散した同法附則第三條第十一號に規定する存続厚生年金基金（以下「解散前存続厚生年金基金」という。）から同法附則第八條に規定する
解散厚生年金基金等は	解散前存続厚生年金基金は

第四項 解散厚生年金基金

第六項 解散前存続厚生年金基金

二 平成二十五年改正法附則第九條第一項において平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四條の規定を準用する場合においては、第三條第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十條 平成二十五年改正法附則第九條第一項において第九條第一項において準用する平成二十五年改正法

第七十條 平成二十五年改正法附則第九條第一項において第九條第一項において準用する平成二十五年改正法

第七十條 平成二十五年改正法附則第九條第一項において第九條第一項において準用する平成二十五年改正法

第七十條 平成二十五年改正法附則第九條第一項において第九條第一項において準用する平成二十五年改正法

第八十條 平成二十五年改正法附則第九條第二項において平成二十五年改正法附則第九條第二項において準用する平成二十五年改正法

責任準備金責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八條に規定する三條第一項責任準備金相当額をいう。）に規定する額

同法第九十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四條第一項に

(前納責任準備金相当額の還付)
第八条 政府は、平成二十五年改正法附則第十条

第一項の規定により前納された責任準備金相当額が平成二十五年改正法附則第八条及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十三条第一項の規定により政府が徴収することとなった責任準備金相当額を上回るときは、その差額に相当する額を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十六条の二の規定によりなお存続するものとみなされた当該責任準備金相当額を前納した解散した存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金)に還付するものとする。

第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項
(自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件)

第九条 平成二十五年改正法附則第十一条第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額(存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率(以下「免除保険料率」という。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の

標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額)

第十条 平成二十五年改正法附則第十一条第七項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

- 一 存続厚生年金基金が設立された日から当該存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額
- 二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

(責任準備金相当額の特例の認定の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替)

第十一条 平成二十五年改正法附則第十一条第九項の規定により同条第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは「減額責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。)」が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは「減額責任準備金相当額を」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金)」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

(自主解散型納付計画の承認の要件)
第十二条 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二期間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二期間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
- 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件)

第十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。
 - イ 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二期間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

ハ 自主解散型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該自主解散型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置(ロに掲げる措置を除く。)を講じていること。

二 自主解散型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第二項の認可を受けることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七十条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

(自主解散型納付計画の承認の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替)

第十四条 平成二十五年改正法附則第十二条第十項の規定により同条第一項の承認の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは「年金給付等積立金の額(平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。)」が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは「年金給付等積立金の額を」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金)」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をしたもの」とする。

(自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替等)

第十五条 平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ

<p>第二項 平成二十五年度改正法附則第十八条第一項において平成二十五年度改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定を準用する場合においては、第三條第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第四項 解散厚生年金基金等</p>	<p>第一項 前条第一項の公的年金制度の健全性及び信頼性の規定に基の確保のための厚生年金保険法等に基づき、政府の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号）附則第十一年基金等条第七項の規定により政府が同条から同項に第一項に規定する自主解散型基金規定する責（以下この条において「自主解散型基金」という。）から同法附則第十一條第一項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する減額責任準備金に同法附則第十三條第一項の規定により政府が自主解散型基金から同法附則第十一條第一項に規定する年金給付等積立金の額</p>	<p>第一項 前条第一項の公的年金制度の健全性及び信頼性の規定に基の確保のための厚生年金保険法等に基づき、政府の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号）附則第十一年基金等条第七項の規定により政府が同条から同項に第一項に規定する自主解散型基金規定する責（以下この条において「自主解散型基金」という。）から同法附則第十一條第一項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する減額責任準備金に同法附則第十三條第一項の規定により政府が自主解散型基金から同法附則第十一條第一項に規定する年金給付等積立金の額</p>
--	----------------------	---	---

<p>第十條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>
--	--	--	--	--

<p>第十條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>
--	--	--	--	--

<p>第十條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>	<p>第八條 平成二十五年度改正法附則第十八條第一項において準用する平成二十五年度改正法</p>
--	--	--	--	--

<p>附則第二項各列</p> <p>則事業主</p> <p>事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)</p>	<p>附則第二項各列</p> <p>則各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)</p> <p>則各事業主(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主(第三項第二号、第四項及び第五項において「基金一括納付対象事業主」という。)を除く。)</p>	<p>一項の承認を受けた自主解散型基金は、平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散をする場合において、規約で定めるところにより、基金一括納付対象事業主から当該基金一括納付対象事業主に係る事業主納付額を一括して徴収するものとする。この場合において、当該自主解散型基金が当該一括納付対象事業主から徴収する徴収金については、平成二十五年改正法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定による掛金とみなす。</p> <p>3 第一項の規定により自主解散型納付計画を作成した自主解散型基金及びその設立事業所の事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)について平成二十五年改正法附則第十二条及び第十三条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
--	---	---

<p>附則第二項各列</p> <p>則事業主</p> <p>事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)</p>	<p>附則第二項各列</p> <p>則各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)</p> <p>則各事業主(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主(第三項第二号、第四項及び第五項において「基金一括納付対象事業主」という。)を除く。)</p>	<p>附則第二項各列</p> <p>則各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)</p> <p>則各事業主(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主(第三項第二号、第四項及び第五項において「基金一括納付対象事業主」という。)を除く。)</p>
--	---	---

要件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の規定による指定の日(以下この条において「指定日」という。)の属する事業年度の前事業年度(当該指定日が当該指定日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあっては、前々事業年度。以下この号において同じ。)における年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額が当該指定日の属する事業年度の前事業年度における掛金及び徴収金による収入の額を上回っていること又は平成八年四月一日から当該指定日まで間に存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率(当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。)が免除保険料率を上回ったことがあること若しくは存続厚生年金基金が設立された日から同年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率(当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。)が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回ったことがあること。

二 指定日において存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者(当該存続厚生年金基金の加入員を除く。)の数が当該存続厚生年金基金の加入員の数を上回っていること。

平成二十五年改正法附則第十九条第一項の業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 指定日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条

の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は指定日の属する月前二年間の存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところを上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(責任準備金相当額の特例の認定の申請をした清算型基金による前納に関する説替)

第十九条 平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした清算型基金については平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。)」と、「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金)」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

(清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の要件)

第二十条 平成二十五年改正法附則第二十条第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定され

附則第廿年金給付基金一括納付額を
二十二等積立金
条第一の額を
項及び
第三項

(清算型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例)

第二十九條 平成二十五年改正法附則第二十三條において準用する平成二十五年改正法附則第十五條第一項の規定により清算型納付計画の承認を取り消された清算型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第二十二條第一項の規定を適用する場合には、「次条において「清算型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五條第一項の規定による取消し前の清算型納付計画(前条第四項第一号に掲げる額に係る部分(当該額の一部につき納付があったときは、その納付のあった額を控除した金額に係る部分に限る。))に限る。」とする。

(責任準備金相当額の特例を受けた自主解散型基金等の特例)

第三十條 平成二十五年改正法附則第十一條第五項若しくは第二十二條第二項の認定又は平成二十五年改正法附則第十二條第七項若しくは第二十一條第六項の承認を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金(改正後確定給付企業年金法第二條第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)の実施事業所(改正後確定給付企業年金法第四條第一号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。)となつて、又は実施事業所となるときは、当該確定給付企業年金の事業主等(改正後確定給付企業年金法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。第四十條及び第四十一條を除き、以下同じ。)は、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に対し、当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間(以下この項において「存続厚生年金基金加入員期間」という。)を改正後確定給付企業年金法第二十九條第一項各号及び第二項各号に掲げる給付(以下この項において「老齢給付金等」という。)の額の算定の基礎となる改正後確定給付企業年金法第二十八條第一項に規定する加入者である期間(以下この項において「確定給付企業年金加入者期間」という。)とみなして老齢給付金等の支給

をすることができると定められているときは、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に対し、存続厚生年金基金加入員期間を確定給付企業年金加入者期間とみなして老齢給付金等の支給をすることができるとする。

2 前項の規約を定める場合には、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者の同意を得なければならない。

(自主解散型基金等が解散する場合における東日本大震災に係る責任準備金相当額の特例等の特例)

第三十一條 平成二十五年改正法の施行の日(以下本則において「施行日」という。)から起算して一年を超えない期間内において平成二十五年改正法附則第十一條第一項若しくは第二十二條第一項の規定による認定の申請又は平成二十五年改正法附則第十二條第一項若しくは第二十一條第一項の承認の申請をした存続厚生年金基金であつて、施行日において現に東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に際し災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用された市町村の区域(岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。)内に主たる事務所が所在するものについて第九條、第十二條、第十三條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條の規定を適用する場合には、第九條、第十三條第一号中「二以上」とあり、第二十條及び第二十三條中「いずれにも」とあり、並びに第二十四條第一号中「二以上」とあるのは、「いずれかに」とする。

第三節 清算中の特定基金等に関する事項

第三十二條 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定(同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)

附則第三十條第三項	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に
附則第三十條第三項	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に

附則第一項の申特定基金(公的年金制度の健全性を確保するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法第六十三号。以下この条項において「平成二十五年改正法」という。))第一條の規定を適用するに当たっては、平成二十五年改正法の施行の日以後五年改正法の施行の日における清算中のものに限る。以下この条項において「特定基金」という。

附則第一項の申特定基金(公的年金制度の健全性を確保するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法第六十三号。以下この条項において「平成二十五年改正法」という。))第一條の規定を適用するに当たっては、平成二十五年改正法の施行の日以後五年改正法の施行の日における清算中のものに限る。以下この条項において「特定基金」という。

附則第一項の申特定基金(公的年金制度の健全性を確保するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法第六十三号。以下この条項において「平成二十五年改正法」という。))第一條の規定を適用するに当たっては、平成二十五年改正法の施行の日以後五年改正法の施行の日における清算中のものに限る。以下この条項において「特定基金」という。

附則第一項の申特定基金(公的年金制度の健全性を確保するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法第六十三号。以下この条項において「平成二十五年改正法」という。))第一條の規定を適用するに当たっては、平成二十五年改正法の施行の日以後五年改正法の施行の日における清算中のものに限る。以下この条項において「特定基金」という。

附則第一項の申特定基金(公的年金制度の健全性を確保するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年改正法第六十三号。以下この条項において「平成二十五年改正法」という。))第一條の規定を適用するに当たっては、平成二十五年改正法の施行の日以後五年改正法の施行の日における清算中のものに限る。以下この条項において「特定基金」という。

附則第三十條第三項	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に
附則第三十條第三項	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に

規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「連合会等」という。)

規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「連合会等」という。)

規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「連合会等」という。)

規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「連合会等」という。)

規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「連合会等」という。)

附則第三十條第三項	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に
附則第三十條第三項	連合会又は他の基金	平成二十五年改正法附則第三十條第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に

又は責任準備金相当額	第六老齢厚生年金(被用者年金制度の十七生年金一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四法律第六十三号)第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)	3 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第十四條の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第八法各列記以外の部分
第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)
第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)
第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)

第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)
第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)
第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)

第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)
第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)

第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)
第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)

第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)
第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	第八厚生特定基金	厚生年金の項において「施行日」という。)

<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>
<p>この条において「特定基金」とい</p>																						
<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>
<p>下この項及び次項において「特定基金」という。</p>																						
<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>
<p>第六項において「特定基金」という。から改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項に規定する責任準備金相当額又は改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額</p>																						
<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>	<p>第十條附則第三項</p>
<p>前保規定す号。以下この条において「改正前附則第三十四條第五項の規定により納附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額」という。以下この条において「改正前附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額」とい</p>																						

<p>基金</p>	<p>第一項 第三十三号の項において「平成二十五年改正法」という。</p>	<p>2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十 四条第五項の規定により納付の猶予がされた特 定基金であつて清算中のものについては、廃止 前厚生年金基金令第六十七条第一項の規定は、 なおその効力を有する。この場合において、次 の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 句とする。</p>	<p>一 則法險前改す準い 三の第附業保正る用て 第十條第</p>
-----------	---------------------------------------	---	---

<p>第八号 十三号</p>	<p>第八号 第十二号 第一号</p>	<p>第八号 第十二号 第一号</p>	<p>3 算中のものに限る。次号において「特 定基金」という。 法附則平成二十五年改正法附則第二十七條第 三十三号の項に於てなされた改正前厚生年金保 三項に附則第三十三條第三項に 平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の 規定によりなおその効力を有するものとされた 改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項に おいて準用する改正前確定給付企業年金法第百 十四條の規定の適用については、改正前確定給 付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條 までの規定は、なおその効力を有する。この場 合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定 給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 とする。</p>
--------------------	-----------------------------	-----------------------------	---

<p>第八号 第十七号 第一号</p>	<p>第八号 第十六号 第一号</p>	<p>第八号 第十四号 第一号</p>	<p>第一項 等 年金 基金</p>
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------

<p>第八号 第十七号 第一号</p>	<p>第八号 第十六号 第一号</p>	<p>第八号 第十四号 第一号</p>	<p>4 平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の 規定によりなおその効力を有するものとされた 改正前厚生年金保険法附則第三十九條第一項に おいて準用する改正前確定給付企業年金法第百 十四條第五項の項に於てなされた改正前厚生年 金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定 する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金 特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立 てられたものとみなす。 (存続連合会等に行わせる業務に関する経過措 置) 第三十五條 平成二十五年改正法附則第二十七條 第二項又は第二十八條第一項若しくは第三十三 項の規定によりなおその効力を有するものとされた 改正前厚生年金保険法附則第三十九條第一項の 規定により存続連合会の業務が行われる場合に おいては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句とする。</p>
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--

平成二 十五年の 改正法業 附則第 四十条 第九項	その業務（附則第二十七條第二項又 は第二十八條第一項若しくは第三項 の規定によりなおその効力を有する ものとされた改正前厚生年金保険法 附則第三十九條第一項の規定により 存続連合会が行う業務を除く。）
改正後そ の業務（公的年金制度の健全性及 び信頼性の確保のための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律（平成 二十五年法律第六十三号）附則第二 十七條第二項又は第二十八條第一 項若しくは第三項の規定によりなお その効力を有するものとされた同法第 一条の規定による改正前の厚生年金 保険法附則第三十九條第一項の規定 により連合会が行う業務を除く。）	

（清算未了特定基金型納付計画に係る事業主に
対する通知に関する技術的読替え）

第三十六條 平成二十五年改正法附則第三十一條
第四項において平成二十五年改正法附則第十三
條第四項の規定を準用する場合においては、同
項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算未
了特定基金」と読み替えるものとする。
（清算未了特定基金型納付計画の提出の特例）

第三十七條 清算未了特定基金であつてその設立
事業所の事業主（当該清算未了特定基金を共同
して設立している場合にあつては、当該清算未
了特定基金を設立している各事業主）のうち
に当該清算未了特定基金の責任準備金相当額
のうち当該事業主が納付すべき額を当該清算未了特
定基金が政府に納付することが適当であると
当該清算未了特定基金が認めるものがある場合
における次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正
法の規定の適用については、同欄に掲げる規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
下欄に掲げる字句とする。

附則第各事各事業主（当該清算未了特定基金の 第三十條業主責任準備金相当額のうち当該事業主 が納付すべき額を清算未了特定基金 が政府に納付することが適当である と当該清算未了特定基金が認める事 業主（第三項及び次條第一項におい て「基金一括納付対象事業主」とい う。）を除く。）	附則第各事各事業主（当該清算未了特定基金の 第三十條業主責任準備金相当額のうち当該事業主 が納付すべき額を清算未了特定基金 が政府に納付することが適当である と当該清算未了特定基金が認める事 業主（第三項及び次條第一項におい て「基金一括納付対象事業主」とい う。）を除く。）
---	---

附則第の事
第三十條業主
第三項
各事各事業主（基金一括納付対象事業主
業主を除く。）
附則第額を額及び基金一括納付対象事業主に係
三十一條除くる前條第四項第一号の額の合計額を
第一項
業主を除く）

（清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消
された事業主からの徴収の特例）

第三十八條 平成二十五年改正法附則第三十二條
において準用する平成二十五年改正法附則第十
五條第一項の規定により清算未了特定基金型納
付計画の承認を取り消された清算未了特定基金
の設立事業所の事業主について平成二十五年改
正法附則第三十一條第一項の規定を適用する場
合においては、同項中「清算未了特定基金型納
付計画」とあるのは、「次條において準用する
附則第十五條第一項の規定による取消し前の清
算未了特定基金型納付計画（前條第四項第一号
に係る部分（当該額の一部につき納付があつた
ときは、その納付のあつた額を控除した金額に
係る部分に限る。）に限る。）とする。

第四節 施行日から五年を経過した日以
後における解散命令の特例に関する事項
第三十九條 平成二十五年改正法附則第三十三條
第一項第二号口の政令で定める期間は、次のと
おりとする。
一 第三條第二項の規定によりなおその効力を
有するものとされた廃止前厚生年金基金令第
二十四條及び第四十一條の三の五第二項に規
定する期間
二 第三條第三項の規定によりなおその効力を
有するものとされた改正前確定給付企業年金
法施行令第八十八條の三第一項各号に掲げる
期間
三 第六十五條第二項の規定によりなおその効
力を有するものとされた廃止前厚生年金基金
令第五十二條の五の三第二項に掲げる期間
第五節 残余財産の確定給付企業年金等
への交付に関する事項
（設立事業所の一部について行う残余財産の確
定給付企業年金への交付）

第四十條 平成二十五年改正法附則第三十五條第
一項の政令で定める場合は、次のとおりとす

一 確定給付企業年金の事業主（改正後確定給
付企業年金法施行令第一項に規定する
事業主をいう。以下この号において「譲受事
業主」という。）が、吸収分割又は事業の全
部に若しくは一部の譲受けにより、施行日以後
に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の
事業主からその事業の全部又は一部を承継し
た場合であつて、譲受事業主が実施する確定
給付企業年金の事業主等（規約型企業年金
（改正後確定給付企業年金法第七十四條第一
項に規定する規約型企業年金をいう。）の事
業主及び企業年金基金（改正後確定給付企業
年金法第二條第四項に規定する企業年金基金
をいう。）をいう。以下この条及び第四十二
條において同じ。）が、当該解散した存続厚
生年金基金の設立事業所に使用される者であ
つて当該承継された事業の全部又は一部に主
として従事していたものとして厚生労働省令
で定めるものの当該解散した存続厚生年金基
金に係る残余財産の交付を受ける場合
二 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の
規約において、あらかじめ、当該存続厚生年
金基金の加入員の一部（以下この号において
「一部移転加入員」という。）に係る残余財産
の交付を当該確定給付企業年金の事業主等が
受けることを定める場合（当該一部移転加入
員が当該確定給付企業年金の実施事業所に使
用されることとなつたことにより、当該存続
厚生年金基金の設立事業所に使用されなくな
つたときに、当該一部移転加入員の同意を得
て当該残余財産の交付を受ける場合に限る。）
三 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の
規約において、あらかじめ、当該存続厚生年
金基金の加入員のうち、残余財産を分配する
ことを希望する者以外の者に係る残余財産の
交付を確定給付企業年金の事業主等が受ける
ことを定める場合

（設立事業所に係る解散基金加入員等に分配す
べき残余財産の交付を申し出る際の手続）

第四十一條 施行日以後に解散した存続厚生年金
基金（解散した日における年金給付等積立金の
額が責任準備金相当額を下回るものを除く。第
二号及び第三項において「交付存続厚生年金基
金」という。）が、平成二十五年改正法附則第
三十五條第一項の規定に基づき残余財産の当該
確定給付企業年金の資産管理運用機関等（改正
後確定給付企業年金法第三十條第三項に規定す

る資産管理運用機関等をいう。）への交付を申
し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なけれ
ばならない。
一 交付の申出に係る残余財産を分配すべき解
散基金加入員等（平成二十五年改正法附則第
三十五條第一項に規定する解散基金加入員等
をいう。次項において「交付解散基金加入員
等」という。）が使用される設立事業所の事
業主の全部
二 当該設立事業所に使用される交付存続厚生
年金基金の加入員の二分の一以上の者
三 前項の場合において、交付解散基金加入員等
が使用される設立事業所が二以上であるとき
は、同項第二号に掲げる者の同意は、各設立事
業所について得なければならぬ。
4 交付存続厚生年金基金が、平成二十五年改正
法附則第三十五條第一項の規定に基づき、当該
交付存続厚生年金基金の設立事業所に使用され
る交付存続厚生年金基金の加入員であつた者又
はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し
出る場合には、当該交付存続厚生年金基金の加
入員であつた者又はその遺族の同意を得なけれ
ばならない。
（平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の
規定により解散した存続厚生年金基金の残余財
産を確定給付企業年金に交付した場合における
加入者期間の取扱）

第四十二條 確定給付企業年金の資産管理運用機
関等（改正後確定給付企業年金法第三十條第三
項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下
同じ。）が、平成二十五年改正法附則第三十五
條第一項の規定による申出に従い残余財産の交
付を受けたときは、当該確定給付企業年金の事
業主等は、解散した存続厚生年金基金の解散基
金加入員等に係る加入員期間の全部又は一部
を、厚生労働省令で定めるところにより、当該
確定給付企業年金の加入者期間に算入するもの
とする。
（平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の
政令で定める額及び月数）

第四十三條 平成二十五年改正法附則第三十六條
第二項の政令で定める額は、同項の政令で定め
る月数に対応する別表の下欄に定める金額に基
づき付録の式により定まる金額とする。
2 平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の
政令で定める月数は、同條第一項に規定する退
職金共済契約（付録において「退職金共済契

約」という。）が使用される設立事業所の事
業主の全部

二 当該設立事業所に使用される交付存続厚生
年金基金の加入員の二分の一以上の者
三 前項の場合において、交付解散基金加入員等
が使用される設立事業所が二以上であるとき
は、同項第二号に掲げる者の同意は、各設立事
業所について得なければならぬ。
4 交付存続厚生年金基金が、平成二十五年改正
法附則第三十五條第一項の規定に基づき、当該
交付存続厚生年金基金の設立事業所に使用され
る交付存続厚生年金基金の加入員であつた者又
はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し
出る場合には、当該交付存続厚生年金基金の加
入員であつた者又はその遺族の同意を得なけれ
ばならない。
（平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の
規定により解散した存続厚生年金基金の残余財
産を確定給付企業年金に交付した場合における
加入者期間の取扱）

第四十二條 確定給付企業年金の資産管理運用機
関等（改正後確定給付企業年金法第三十條第三
項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下
同じ。）が、平成二十五年改正法附則第三十五
條第一項の規定による申出に従い残余財産の交
付を受けたときは、当該確定給付企業年金の事
業主等は、解散した存続厚生年金基金の解散基
金加入員等に係る加入員期間の全部又は一部
を、厚生労働省令で定めるところにより、当該
確定給付企業年金の加入者期間に算入するもの
とする。
（平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の
政令で定める額及び月数）

第四十三條 平成二十五年改正法附則第三十六條
第二項の政令で定める額は、同項の政令で定め
る月数に対応する別表の下欄に定める金額に基
づき付録の式により定まる金額とする。
2 平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の
政令で定める月数は、同條第一項に規定する退
職金共済契約（付録において「退職金共済契

約」という。)の被共済者(以下この項及び付録において「被共済者」という。)が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数に上限とする各月数(以下この項及び付録において「各月数」という。)のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額(付録において「交付額」という。)を超えない範囲内において最大となるもの(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の第十八条、第三十一条の二第一項、第三十一条の第三項及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項に基づく申出に係る被共済者にあつては、零月)とする。

(平成二十五年改正法附則第三十六條第三項第一号及び第八項の政令で定める利率)

第四十四條 平成二十五年改正法附則第三十六條第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令(昭和三十三年政令第八十八号)第八條に規定する利率とする。

(存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が解散前から引き続き退職金共済契約を締結している場合において準用する平成二十五年改正法附則第三十六條第一項の規定の読替え)

第四十五條 平成二十五年改正法附則第三十六條第七項において同条第七項の規定を準用する場合においては、同条第七項の規定によるほか、同条第一項中「被共済者として」とあるのは「被共済者とする」と、「締結した」とあるのは「当該解散する前から引き続き締結している」と、「附則第三十六條第一項」とあるのは「附則第三十六條第七項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(解散基金加入員への通知について準用する平成二十五年改正法附則第三十六條第六項の規定の読替え)

第四十六條 平成二十五年改正法附則第三十六條第十項において同条第六項の規定を準用する場合においては、同条第十項の規定によるほか、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項

第四十七條 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた改正前確定給付企業年金法第百十一條第一項の規定に基づき給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする存続厚生年金基金若しくは平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二條第一項の規定に基づき厚生労働大臣の認可を受けようとする存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金に対する第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一条の二(「千人」とあり、及び同条第二項中「五千人」とする。ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、千人)とあるのは、「十人」とする。

(審査請求及び再審査請求に関する経過措置)

第四十八條 旧厚生年金基金が行つた処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第百六十九條において準用する改正前厚生年金保険法第九十條第一項及び第二項又は第九十一條の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

第三章 存続連合会等に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

第四十九條 平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百七十四條受給権者	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
------------	--------------------------

第百七十四條において準用する第

九十八條第	厚生労働大臣	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三條第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。)
第百七十四條受給権者	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者	連合会
附則第三十條第三項に	連合会の	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三條第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。)
附則第三十條第三項に	責任準備金に相当する額(次条、附則第三十三條、第三十四條及び第三十八條において「責任準備金相当額」という。)	平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法の第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項

第五十條第一項	老齢年金給付の支拂に關する権利義務を移轉することができるもの	平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法の第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項
第五十條第二項	老齢年金給付の支拂に關する権利義務を移轉することができるもの	平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法の第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項
第五十條第三項	老齢年金給付の支拂に關する権利義務を移轉することができるもの	平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法の第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項

<p>第五十法 第四第十 一項に おいて 第三 十九 の五</p>	<p>年金給付 等積立金</p> <p>平成二十五年改正法附則第三 十八條第一項の規定によりな れた改正前厚生年金保険法第 百六十四條第三項において準 用する改正前厚生年金保険法 第三十九條</p>	<p>第三 第四 の十一</p> <p>第五十法 第四第十 一項に おいて 第三 十九 の十一</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 十八條第一項の規定によりな れた改正前厚生年金保険法第 百六十四條第三項において準 用する改正前厚生年金保険法 第三十九條</p>	<p>第五十法 第四第十 一項に おいて 第三 十九 の十三</p>	<p>年金給付 等積立金</p> <p>平成二十五年改正法附則第三 十八條第一項の規定によりな れた改正前厚生年金保険法第 百六十四條第三項において準 用する改正前厚生年金保険法 第三十九條</p>	<p>年金給付 等積立金</p> <p>平成二十五年改正法附則第三 十八條第一項の規定によりな れた改正前厚生年金保険法第 百六十四條第三項において準 用する改正前厚生年金保険法 第三十九條</p>	<p>掛金収入 付に要す</p> <p>平成二十五年改正法附則第三 十八條第一項の規定によりな れた改正前厚生年金保険法第 百六十四條第三項において準 用する改正前厚生年金保険法 第三十九條</p>
---	---	---	--	--	---	---	---

附則第当該基金六条に加入員付の支給に関する義務を負つて及び加入している者に係る平成二十五年附則たる者に係責任準備金相当額	附則第当該基金六条に加入員付の支給に関する義務を負つて及び加入している者に係る平成二十五年附則たる者に係責任準備金相当額	附則第当該基金六条に加入員付の支給に関する義務を負つて及び加入している者に係る平成二十五年附則たる者に係責任準備金相当額	附則第当該基金六条に加入員付の支給に関する義務を負つて及び加入している者に係る平成二十五年附則たる者に係責任準備金相当額
第一項備金相当額	第一項備金相当額	第一項備金相当額	第一項備金相当額
附則第基金六条に年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中	附則第基金六条に年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中	附則第基金六条に年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中	附則第基金六条に年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中

第五條 第二項	途脱退者、同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。	4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	3 存続連合会について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百条の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会、健康保険組合若しくは」とする。	第十條の二 第二項	法第四十八條の三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項
第十條の二 第二項	法第四十八條の三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項

第十條の二 第二項	法第四十八條の三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項
第十條の二 第二項	法第四十八條の三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項	第十條の二 第二項

八十八條の三第一項並びに第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該厚生年金基金の加入者であつた期間に当該老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の政令で定める期間は、二十年とする。
（確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う特例措置）

第五十條の二 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第四條の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者に対する平成二十五年改正法附則第四十六條の規定により存続連合会が確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「改正後確定給付企業年金法」とあるのは、「確定給付企業年金法」とする。
（存続連合会の附帯事業）

第五十一條 平成二十五年改正法附則第四十条第四項第三号の存続連合会が行うことができる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡
- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業
（存続連合会の業務の委託）

第五十二條 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社（同項に規定する信託会社をいう。次項において同じ。）信託業務を営む金融機関、生命保険会社（同条第九項に規定する生命保険会社をいう。次項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同条第九項に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。）以外の法人に委託する場合にあっては、第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十九條第一

者等(同項に規定する老齢基金中途脱退者等という。以下同じ。)の年金給付等積立金等(同項に規定する年金給付等積立金等という。以下同じ。)の移換の申出について準用する。

4 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十六条第一項の規定による老齢基金中途脱退者等の年金給付等積立金等の移換の申出について準用する。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十七条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等(同項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等という。以下同じ。)の積立金(同項に規定する積立金という。次項及び第七項において同じ。)の移換の申出について準用する。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十八条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

7 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十九条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

8 改正後確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項に規定する申出について準用する。

(他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い)
第六十二条 甲基金が平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により権利義務を承継したときは、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した乙基金又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項の解散をした丙基金の加入員であつた期間は、甲基金の加入員であつた期間とみなす。

2 存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第五十三条第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金(同条第一項に規定する積立金をいう。第二号及び次項第二号において同じ。)の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十七条第二項の規定により積立金(同条第一項に規定する積立金をいう。第三号及び次項(第二号を除く。)において同じ。)の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十三条第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合
二 平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第二項若しくは平成二十五年改正法附則第四十六条第二項の規定により存続連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金法第九十一条の二第二項若しくは平成二十五年改正法附則第四十六条第二項の規定により存続連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金法第九十一条の三第一項若しくは平成二十五年改正法附則第四十七条第一項に規定

する終了制度加入者等であつた期間又は平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により存続連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となつた期間

3 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十八条第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、老齢基金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する老齢基金中途脱退者等という。以下同じ。)又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等又は老齢基金中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合
二 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
三 平成二十五年改正法附則第五十八条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
前項第三号に定める期間

(年金給付等積立金の計算)
第六十三条 平成二十五年改正法附則第五十三条第四項の年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施行前基金中途脱退者等が基金中途脱退者である場合
二 施行前基金中途脱退者等が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額(平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項の規定により存続連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額)について厚生労働大臣が定めることにより計算した額

二 施行前基金中途脱退者等が解散基金加入員(平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規

定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。)である場合
責任準備金相当額に、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第三十八条第一項においてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十条第三項において準用する同条第二項の過去期間代行給付現価の額(以下この号において「過去期間代行給付現価の額」という。)を存続連合会の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項
第六十四条 平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: Old text (上欄) and New text (下欄). The table details the replacement of terms related to the transfer of obligations for old-age pension payments under the revised law.

Table with 2 columns: Old text (上欄) and New text (下欄). The table details the replacement of terms related to the transfer of obligations for old-age pension payments under the revised law, specifically regarding the transfer of obligations to the surviving spouse.

<p>条の有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十五條の三</p>	<p>2 平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条、第五十四条第一項及び第六十一条の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条及び第二十八条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第十二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）</p>	<p>第六十一条 第六法附則第二十五条改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項</p>	<p>第六法附則第二十五条改正法附則第六十一条百六第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條第一項</p>	<p>第六法附則第二十五条改正法附則第五條第一項第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項</p>	<p>第一項 申出（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同</p>
<p>条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。</p>	<p>法第百三十二條第四項</p>	<p>第六法附則第六十一条 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>第五法附則第六十一条 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>加入者若しくは若金たる給付の支給に関する義務を負つて居る者</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において</p>	<p>第十法附則第六十一条</p>
<p>「改正前厚生年金保険法」という。）第六十四條第一項において準用する改正前厚生年金保険法</p>	<p>3 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第六十二条の二第二項中「基金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）」と、「連合会」とあるのは「同法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」とする。</p>	<p>4 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の二、第五十二条の三及び第五十四条第一項の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条、第二十七条の二第一項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第五十法第六十條公的年金制度の健全性及び二條の條の二第三信賴性の確保のための厚生及及び第百條年金保險法等の一部を改正六十一條第百條法律（平成二十五年法律第六十三號。以下この條及及び次條において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保險法（以下この條及び次條において「改正前厚生年金保險法」という。）</p>	<p>第五十法第六十條公的年金制度の健全性及び二條の條の二第三信賴性の確保のための厚生及及び第百條年金保險法等の一部を改正六十一條第百條法律（平成二十五年法律第六十三號。以下この條及及び次條において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保險法（以下この條及び次條において「改正前厚生年金保險法」という。）</p>	<p>第四法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保險法（以下この條及び次條において「改正前厚生年金保險法」という。）</p>	<p>第九法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保險法（以下この條及び次條において「改正前厚生年金保險法」という。）</p>
<p>連合会が老平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会（次条及び第五十四條第一項において「連合会」という。）が老齡年金給付</p>	<p>支給する一支給する時金たる給付並びに法第六十二條第二項の規定により連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は</p>	<p>法第六十條平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定による給付又は</p>	<p>並に二項に規定する交付金</p>	<p>第五十法第六十條平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定による給付又は</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保險法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三條第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）</p>	<p>加入員若しくは加入員又は一時金たる給付の支給</p>

<p>基金の 平成二十五年度改正法附則第三 条第十号に規定する旧厚生年 金基金の 法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百六 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>
<p>れた改正前厚生年金保険法第 百六十一条第三項 平成二十五年度改正法附則第三 条第十号に規定する旧厚生年 金基金の 法第百三 十二条第 二項</p>	<p>十年 度の一 元化等 を図る ための 厚生 年金保 険法等 の一部 を改正 する法 律（平 成二十 四年法 律第六 十三号） 第一 条の規 定によ る改正 後の法 第二 条の五 第一 項第一 号に規 定する 第一 号厚生 年金被 保険者 期間に 基づく ものに 限る。）</p>	<p>法第百六 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>
<p>同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項中「連合会」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」と、「第百四十七條第四項に規定する」とあるのは「残余財産を分配すべき」とする。</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>
<p>同一時 給付並 びに法 第百六 十二条 第二項 の規定 により 連合会 が支給 する 法第百 六十一 条第四 項の規 定によ る第二 項、の とされ た改正 前厚生 年金第 百六 十二條 第二 項に規 定する 交付金 及び第 五項 第六十 二條第 二項に 規定す る交付 金並び に 平成二 十五 年改正 法附則 第三 條第四 項の規 定によ りな おその 効力を 有する ものと され た改正 前厚生 年金保 険法</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>	<p>法第百三 十二条第 二項</p>

<p>連合会平成二十五年改正法附則第三条第十 三号に規定する存続連合会（以下 「連合会」という。）</p> <p>法第百六十二号改正法附則第六十一 条第六十一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法第百六十一号第一項</p>	<p>法第百六十二号改正法附則第六十二 条第六十二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法第百六十五号第六項</p>	<p>法第百六十二号改正法附則第六十二 条第六十二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法第百六十条の二第二項</p>	<p>法第百六十二号改正法附則第六十二 条第六十二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>
<p>に相当 する額</p> <p>法附則平成二十五年改正法附則第三十八 条第三十項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法附則第三十条第三項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十二 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十二 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十二 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十二 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十二 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十二 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十二 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十二 条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>
<p>第三 項</p> <p>第五 基金は 平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続厚生年 金基金（以下この項において 「基金」という。）は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続連合会 （以下この項において「連合会」と いう。）は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続連合会 （以下この項において「連合会」と いう。）は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続連合会 （以下この項において「連合会」と いう。）は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続連合会 （以下この項において「連合会」と いう。）は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続連合会 （以下この項において「連合会」と いう。）は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続連合会 （以下この項において「連合会」と いう。）は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続連合会 （以下この項において「連合会」と いう。）は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三 条第十一号に規定する存続連合会 （以下この項において「連合会」と いう。）は</p>
<p>6 平成二十五年改正法附則第六十二 条第三項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令 第五十二号の五の二（第一項、第二項及び第三 項後段を除く。）の規定及び同条第三項前段に おいて準用する同条第一項の規定は、なおその 効力を有する。この場合において、次の表の上 欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 掲げる字句とする。</p>	<p>法第百六十号改正法附則第六十二 条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>法第百六十号改正法附則第六十二 条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>法第百六十号改正法附則第六十二 条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>法第百六十号改正法附則第六十二 条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>法第百六十号改正法附則第六十二 条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>法第百六十号改正法附則第六十二 条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>法第百六十号改正法附則第六十二 条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>	<p>法第百六十号改正法附則第六十二 条第三項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金 保険法</p>

第六十六條 平成二十五年改正法附則第六十三
条第一項の規定によりなおその効力を有するもの
（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に
関する経過措置）

とされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。

2 平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四から第六十五条の六まで及び第六十五条の七第二項の規定、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の五第二項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六法第九十一条の二第二項及び第九十一条の三第三項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条並びに第六十五条の五第一項及び第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この条並びに第六十五条の五第一項及び第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の二第三項
---------------------------	---

十九年第一項の企業年金連合会	老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項	第六法第九十一条の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項	事業主等又は事業主等の第三十一条、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余
----------------	---	---	---------------	---	---

第四十条の二	財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人	脱退一時金相当額	第六法第九十一条の七において準用する法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法	第六法第九十一条の七において準用する法	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法
--------	------------------------------	----------	---------------------	--	---------------------	--

第四十条の二	りなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。	第六法第九十一条の二第二項及び第九十一条の三第三項	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。	第六法第九十一条の二第二項及び第九十一条の三第三項	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。
--------	-------------------------------	---	---------------------------	---	---------------------------	---

<p>法第九十一条の二第三項、</p>	<p>同項</p>	<p>第五条、第二十六条、第二十九条、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第六法第九十一条の二第三項</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（第六十五条の五第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の三第三項</p>
<p>同項</p>	<p>同項</p>	<p>第九十一条の三第三項、第九十一条の四第九十一条の五</p> <p>第九十一条の三第三項</p> <p>平成二十五年改正法附則第六十二条第一項</p> <p>第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項</p> <p>同項</p> <p>脱退一時金相換の移換の当額を受けた事業主等又は第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により第九十一条の三第一項</p> <p>脱退一時金相換の移換の当額又は残余財産</p> <p>残余財産</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>同項</p>	<p>同項</p>	<p>第九十一条の三第三項、第九十一条の四第九十一条の五</p> <p>第九十一条の三第三項</p> <p>平成二十五年改正法附則第六十二条第一項</p> <p>第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p> <p>同項</p> <p>脱退一時金相換の移換の当額を受けた事業主等又は第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により第九十一条の三第一項</p> <p>脱退一時金相換の移換の当額又は残余財産</p> <p>残余財産</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>同項</p>	<p>同項</p>	<p>第九十一条の三第三項、第九十一条の四第九十一条の五</p> <p>第九十一条の三第三項</p> <p>平成二十五年改正法附則第六十二条第一項</p> <p>第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p> <p>同項</p> <p>脱退一時金相換の移換の当額を受けた事業主等又は第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により第九十一条の三第一項</p> <p>脱退一時金相換の移換の当額又は残余財産</p> <p>残余財産</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>

<p>業年金法」という。）第九十一条の四第三項</p>	<p>企業年金連合会 （厚生年金保険改正法附則第三条第十三号法第九十一条の企業年金連合会）</p>	<p>老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>	<p>法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>第六法第九十一条の十五第二項</p>	<p>脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>
<p>第六法第九十一条の十五七において準用する法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）</p>	<p>第六法第九十一条の十五七において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の十五七において準用する法</p>	<p>第六法第九十一条の十五五第四項及び第六十三条第三項の規定によりなされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>第七 平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなされた改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>
<p>正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。</p>	<p>8 平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二、第六十五条の四、第六十五条の五第三項、第六十五条の六及び第六十五条の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五条、第二十六条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第六法第九十一条の十五の二第三項及び第九十一条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第四項の規定によりなされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項</p>	<p>第六法第九十一条の十五の二第三項及び第九十一条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第四項の規定によりなされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項</p>	<p>第六法第九十一条の十五の二第三項及び第九十一条の五第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第四項の規定によりなされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項</p>	<p>企業年金連合会（厚生年金改正法附則第三条第十三号法律第九十一条の五第三項に規定する存続連合会）</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>
<p>金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>	<p>法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>脱退一時金相当額の移換の六十三条第四項の規定によりなされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項</p>	<p>脱退一時金相当額の移換の六十三条第四項の規定によりなされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項</p>	<p>第六法第九十一条の十五の七において準用する法</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>

<p>第六十七條 平成二十五年改正法附則第六十四條とされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第百十五條の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十三号に規定する存続連合会（第四項及び第百十六條において「連合会」という。）とする。</p> <p>2 平成二十五年改正法附則第六十四條第一項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の二第一項及び第四項、第八十八條の三第二項（第一号を除く。）並びに第九十三條第二項の規定並びに改正前確定給</p>	<p>改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この條、第二十六條第一項及び第三十四條において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>第六法第九十一條 平成二十五年改正法附則第十五の七において六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の七において準用する法</p>	<p>第六法第九十一條 平成二十五年改正法附則第十五の七において六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この條、第二十六條第一項及び第三十四條において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>第八十條の二第一項</p>	<p>付企業年金法施行令第八十八條の二第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八十條の二第一項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次條第二項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（次條第二項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次條第二項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（次條第二項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
<p>第八十條の二第二項</p>	<p>付企業年金法施行令第八十八條の二第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八十條の二第二項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次條第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（次條第一項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次條第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（次條第一項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
<p>第八十條の二第三項</p>	<p>付企業年金法施行令第八十八條の二第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八十條の二第三項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次條第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（次條第一項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次條第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（次條第一項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>

第九項	第九項	第九項	第九項	第九項	第九項
第九項	第九項	第九項	第九項	第九項	第九項

第九項	第九項	第九項	第九項	第九項	第九項
第九項	第九項	第九項	第九項	第九項	第九項

第九項	第九項	第九項	第九項	第九項	第九項
第九項	第九項	第九項	第九項	第九項	第九項

第九項	第九項	第九項	第九項	第九項	第九項
第九項	第九項	第九項	第九項	第九項	第九項

第八法 第十七 条第 二項	年金令 の厚生 年金保 険法等 の一部 を改正 するに 関する 政令（ 平成二 十六年 政令第 七十三 号）第 一条の 規定に よる廃 止前の 厚生年 金基金 令（昭 和四十 一年政 令第三 百二十四 号）
第八法 第十七 条第 二項	平成二 十五年 改正法 附則第 七十三 条第三 項の規 定によ りその 例によ ること とされ た改正 前確定 給付企 業年金 法

第一 項	年金令 の厚生 年金保 険法等 の一部 を改正 するに 関する 政令（ 平成二 十六年 政令第 七十三 号）第 一条の 規定に よる廃 止前の 厚生年 金基金 令（昭 和四十 一年政 令第三 百二十四 号）
第一 項	平成二 十五年 改正法 附則第 七十三 条第二 項の規 定によ り改正 前保険 業法附 則第一 条の十 三の規 定の例 による 場合お いては 、次の 表の上 欄に掲 げる同 条の規 定中同 表の中 欄に掲 げる字 句とし て、そ れぞれ 同表の 下欄に 掲げる 字句と する。

（平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の額の基準）
第七十三條 平成二十五年改正法附則第七十五條第三項の規定により連合会が支給する年金たる給付又は一時金たる給付の額は、同項の交付金及びその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。
第七十四條 平成二十五年改正法附則第七十七條において改正後確定給付企業年金法第三十四條第一項、第三十六條第一項及び第三十七條の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十 条第 四項	第三十 条第 四項	第三十 条第 四項	第三十 条第 四項
第三十 条第 四項	第三十 条第 四項	第三十 条第 四項	第三十 条第 四項
第三十 条第 四項	第三十 条第 四項	第三十 条第 四項	第三十 条第 四項
第三十 条第 四項	第三十 条第 四項	第三十 条第 四項	第三十 条第 四項

十三号。以下この条及び第二十九條において「平成二十五年改正法」という。）
附則第七十七條において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正後の確定給付企業年金法（第二十九條において「改正後確定給付企業年金法」という。）
 第二法
 十九
 各
 列
 以
 外
 の
 部
 分
 第二
 十
 二
 年
 改
 正
 法
 附
 則
 第
 七
 十
 五
 條
 第
 一
 項
 の
 規
 定
 に
 よ
 り
 連
 合
 会
 が
 行
 わ
 れ
 る
 場
 合
 に
 お
 け
 る
 確
 定
 給
 付
 企
 業
 年
 金
 法
 等
 の
 適
 用
第七十五條 平成二十五年改正法附則第七十八條の規定により連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号
第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号
第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号
第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号	第九十 條第 一 項 第 一 号

（平成二十五年改正法附則第七十條第一項のび）
 第二項に規定する基金中途脱退者等に係る年金たる給付を含む。）
 三十
 一
 金
 （同項に規定する基金中途脱退者等に係る一時金たる給付を含む。）
2 平成二十五年改正法附則第七十八條の規定により連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項
第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項
第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項
第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項	第六十 條第 九 項

第四章 その他の経過措置
 （徴収金等の帰属する会計）

第七十六條 平成二十五年改正法附則第九條第一項、第十八條第一項又は第二十五條第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。
2 平成二十五年改正法附則第六十七條第一項又は第七十三條第一項の規定によりその規定の例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

第二
 十
 五
 條
 公
 的
 年
 金
 制
 度
 の
 健
 全
 性
 及
 び
 信
 頼
 性
 の
 確
 保
 の
 た
 め
 の
 厚
 生
 年
 金
 保
 険
 法
 等
 の
 一
 部
 を
 改
 正
 す
 る
 法
 律
 （
 平
 成
 二
 十
 五
 年
 法
 律
 第
 六
 十
 二
 條

第二
 十
 五
 條
 公
 的
 年
 金
 制
 度
 の
 健
 全
 性
 及
 び
 信
 頼
 性
 の
 確
 保
 の
 た
 め
 の
 厚
 生
 年
 金
 保
 険
 法
 等
 の
 一
 部
 を
 改
 正
 す
 る
 法
 律
 （
 平
 成
 二
 十
 五
 年
 法
 律
 第
 六
 十
 二
 條

第九十
 條
 業
 務
 （
 平
 成
 二
 十
 五
 年
 改
 正
 法
 の
 規
 定
 に
 よ
 り
 連
 合
 会
 が
 行
 う
 業
 務
 を
 含
 む
 。
 以
 下
 同
 じ
 。
 ）

第九十
 條
 業
 務
 （
 平
 成
 二
 十
 五
 年
 改
 正
 法
 の
 規
 定
 に
 よ
 り
 連
 合
 会
 が
 行
 う
 業
 務
 を
 含
 む
 。
 以
 下
 同
 じ
 。
 ）

			<p>(徴収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置) 第七十七条 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法第八十六条(第三項を除く。)の規定を適用する場合には、同条第四項ただし書中「前条各号のいずれかに該当する場合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第十五条第一項(同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。))の規定により自主解散型納付計画(同法附則第二十三条において準用する場合)にあつては清算型納付計画をいい、同法附則第三十二条において準用する場合にあつては清算未了特定基金型納付計画をいう。)の承認を取り消したとき」とする。 (平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例) 第七十八条 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第四条の二の十六の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
各部の列記以外	各号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十二条第二項の規定により平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。)の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法	第一部 法	第二部 法	第三部 法	
第一号	が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過するときは、当該滞納している保険料、抛し金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額)	第二号	保額その他の法の規定による徴収金の額(納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の定められた同項各号に規定による保険料又は加算金	第三号	保額その他の法の規定による徴収金の額(納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の定められた同項各号に規定による保険料又は加算金
第二号	2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による抛し金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料(平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。)、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。)を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十号、四号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第百三十五号)第三十五号、第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付納付の特例等に関する法律(平成十九年政令第三百八十二号)第三号	第二号	健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十号、四号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第百三十五号)第三十五号、第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付納付の特例等に関する法律(平成十九年政令第三百八十二号)第三号	第三号	健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十号、四号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第百三十五号)第三十五号、第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付納付の特例等に関する法律(平成十九年政令第三百八十二号)第三号
納滞を	又公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十二条第二項の規定により厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金若しくは加算金(督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過しているものに限る。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金」という。)を滞	又公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十二条第二項の規定により厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金若しくは加算金(督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過しているものに限る。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金」という。)を滞	納滞を	又公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十二条第二項の規定により厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金若しくは加算金(督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過しているものに限る。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金」という。)を滞	納滞を	又公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十二条第二項の規定により厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金若しくは加算金(督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過しているものに限る。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金」という。)を滞
納滞を	若しくは厚生労働省令で定める徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等	若しくは厚生労働省令で定める徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等	納滞を	若しくは厚生労働省令で定める徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等	納滞を	若しくは厚生労働省令で定める徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等

金等」といふ。)を滯納	若しくは健保法等の規定による徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等
-------------	---

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令第六十三条、船員次の第二号	健康保険法施行令第三十四条、厚生年金各号及び第四号
子ども・子育て支援法施行令第三十五号第二項	四号
厚生年金保険の保険給付及び保険料次の第一号	四号
の納付の特例等に関する法律施行令各号及び第三号	三号

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四号の二の十六第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二四四条の二第一項、船員保険法第百五十三条の二第一項、厚生年金保険法第七十一条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四号の二の十六の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第一号及び第四号」とする。

第七十九条 平成二十五年改正法附則第八十四条において改正後厚生年金保険法第六章の規定を

準用する場合においては、改正後厚生年金保険法第九十一条の三中「第九十条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十四条において準用する第九十条第一項」と読み替えるものとする。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第八十条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用される改正後厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による報告の受理

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

（機構への事務の委託）

第八十一条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五号第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三の規定による徴収に係る事務（当該徴収を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 改正後厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定により機構に事務を委託する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百前二項	経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項において準用する前項
第百前二項	経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項において準用する前項

第百前二項 経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項において準用する前項

第百前二項 経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項において準用する前項

第百前二項 経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項において準用する前項

（改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読替え）

第八十二条 平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

被保険者被保険者であった期間（被用者年間であった金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号、第四十六号第五項及び第六十号第三項において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この項及び第六十号第三項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に限る。第四十六条第五項において同じ。）	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条及び第四十六条第五項において同じ。）
--	---

第百三十三号 平成二十五年改正法附則第五号第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項

第百三十三号 平成二十五年改正法附則第五号第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項

第百三十三号 平成二十五年改正法附則第五号第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項

同法

平成二十五年改正法附則第五号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

他の厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）

他の厚生年金基金

他の厚生年金基金

他の厚生年金基金

他の厚生年金基金

他の厚生年金基金

他の厚生年金基金

他の厚生年金基金

他の厚生年金基金

他の厚生年金基金

平成二十五年厚 改正法附則第 百二十二条第 二項の規定に 読み替へ保 険審査官及び 社会保険審査 会法第三条第 一項第二号	厚生年金保険法の規定及び平成 二十五年改正法附則第四百一 条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平成 二十五年改正法附則第四百十 条の規定による改正前の厚生年 金保険の保険給付及び保険料の納 付の特例等に関する法律（平成 十九年法律第百三十一号）
平成二十五年及 改正法附則第 百二十二条第 四項の規定に 読み替へ二 項の規定に成 られた改正後 審査会法第三 十二条第五項	（平成二十五年改正法附則第 百四十一条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされ た平成二十五年改正法附則第 百四十条の規定による改正前の 厚生年金保険の保険給付及び保 料の納付の特例等に関する法律 （平成十九年法律第百三十一号） 第八号第八項（同条第十三項に おいて準用する場合を含む。） の規定によりその例によるもの とされる場合を含む。）及び平 成二十五年改正法
整備政令附則厚 第四条の規定 により読み替 えられた整備 政令第十九条 の規定による 改正後の社会 保険審査官及 び社会保険審 査会法施行令 第二条第一項 第三号	厚生年金保険法の規定及び平成 二十五年改正法附則第四百一 条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平成 二十五年改正法附則第四百十 条の規定による改正前の厚生年 金保険の保険給付及び保険料の納 付の特例等に関する法律（平成 十九年法律第百三十一号）

定により存続厚生年金基金が行う標準給与の改
定又は決定の例による。
（厚生労働省令への委任）
第八十四条 第二章からこの章までに定めるもの
のほか、平成二十五年改正法の施行に関し必要
な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則
（施行期日）
1 この政令は、平成二十五年改正法の施行の日
（平成二十六年四月一日）から施行する。
（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに
関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法
律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴
収についてなお従前の例によるものとされた同
法第三十六条の規定による改正前の児童手当法
（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の抛
出金に関する第七十八条の規定の適用について
は、同条第二項の表以外の部分中「による抛
出金」とあるのは「による抛出金、子ども・子
育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部
を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）
以下この条において「子ども・子育て整備法」
という。）第三十八条の規定によりその徴収に
ついてなお従前の例によるものとされた子ども
・子育て整備法第三十六条の規定による改正
前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三
号）第四項において「旧児童手当法」という。）
の規定による抛出金（以下この条において「児
童手当抛出金」という。）と、同表健康保険法
施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六
十三号第三号、船員保険法施行令（昭和二十八
年政令第二百四十号）第三十四号第三号、子ど
も・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第
二百三十三号）第三十五号第二項第三号及び厚生
年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等
に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八
十二号）第三条第二号の項中「第六十三号第三

号」とあるのは「第六十三号第三号（同令附則
第八号の規定により読み替へて適用される場合
を含む。）」と、「第三十四号第三号」とあるの
は「第三十四号第三号（同令附則第八号の規定
により読み替へて適用される場合を含む。）」と、
「第三十五号第二項第三号」とあるのは「第三
十五号第二項第三号、子ども・子育て整備法
第三十八条の規定によりその徴収について
なお従前の例によるものとされた児童手当抛
出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部
を改正する政令（平成二十七年政令第百六十六
号）第七号の規定による改正前の児童手当法施
行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七
条の八（第二項第三号）と、「第三号第二号」と
あるのは「第三号第二号（同令附則第二項の規
定により読み替へて適用される場合を含む。）」
と、同表厚生年金保険法施行令第四号の二の十
六第三号の項中「第四号の二の十六第三号」と
あるのは「第四号の二の十六第三号（同令附則
第二項の規定により読み替へて適用される場合
を含む。）」と、同表第三項の表健康保険法施行
令第六十三号、船員保険法施行令第三十四号
厚生年金保険法施行令第四号の二の十六及び子
ども・子育て支援法施行令第三十五号第二項の
項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十
五号第二項」とあるのは「子ども・子育て支
援法施行令第三十五号第二項及び子ども・子育
て整備法第三十八条の規定によりその徴収につ
いてなお従前の例によるものとされた児童手当
抛出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一
部を改正する政令第七号の規定による改正前
の児童手当法施行令第七号の八第二項」と、同
表第四項中「第七十一条第四項」とあるのは
「第七十一条第四項、子ども・子育て整備法第
三十八号の規定によりその徴収についてなお従
前の例によるものとされた児童手当抛出金に係
る旧児童手当法第二十二号第四項」とする。
（平成二十二年政令等における子ども手当の支給
に関する法律により適用される旧児童手当法に
係る特例）

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給
に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第
二十条第一項の規定により適用される児童手当
法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第
二十四号）附則第十一条の規定によりなおその
効力を有するものとされた同法第一条の規定に
よる改正前の児童手当法（次項において「旧児
童手当法」という。）第二十条の抛出金に関す
る第七十八条の規定の適用については、同条第
二項の表以外の部分中「による抛出金」とある
のは「による抛出金、平成二十二年度等におけ
る子ども手当の支給に関する法律（平成二十二
年法律第十九号）第二十条第一項の規定により
適用される児童手当法の一部を改正する法律
（平成二十四年法律第二十四号）以下この条に
おいて「平成二十四年児童手当法改正法」とい
う。）附則第十一条の規定によりなおその効力
を有するものとされた平成二十四年児童手当法
改正法第一条の規定による改正前の児童手当法
（昭和四十六年法律第七十三号）第四項におい
て「旧児童手当法」という。）の規定による抛
出金」と、同表健康保険法施行令（大正十五年
勅令第二百四十三号）第六十三号第三号、船員
保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十
号）第三十四号第三号、子ども・子育て支援法
施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）第三
十五号第二項第三号及び厚生年金保険の保険給
付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行
令（平成十九年政令第三百八十二号）第三号第
二項の項中「第六十三号第三号」とあるのは
「第六十三号第三号（同令附則第九号の規定に
よって読み替へて適用される場合を含む。）」と、
「第三十四号第三号」とあるのは「第三十四号
第三号（同令附則第九号の規定により読み替へ
て適用される場合を含む。）」と、「第三十五号
第二項第三号」とあるのは「第三十五号第二項
第三号、平成二十二年度等における子ども手当
の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令
第七十五号）第五号の規定により適用される平
成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規
定によりなおその効力を有するものとされた児
童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二
十四年政令第百三十三号）による改正前の児童手
当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一
号）第七号の八第二項第三号」と、「第三号第
二項」とあるのは「第三号第二項（同令附則第
三項の規定により読み替へて適用される場合を
含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四号
の二の十六第三号の項中「第四号の二の十六第
三号」とあるのは「第四号の二の十六第三号
（同令附則第三項の規定により読み替へて適用
される場合を含む。）」と、同表第三項の表健康
保険法施行令第六十三号、船員保険法施行令第
三十四号、厚生年金保険法施行令第四号の二の

十六及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは、「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律施行令第五条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七條の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第七十八條の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金」と、

同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三條第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四條第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五條第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九

年政令第三百八十二号）第三條第二号の項中「第六十三條第三号」とあるのは「第六十三條第三号（同令附則第十條の規定により読み替えて適用される場合を含む）」と、「第三十四條第三号」とあるのは「第三十四條第三号（同令附則第十條の規定により読み替えて適用される場合を含む）」と、「第三十五條第二項第三号」とあるのは「第三十五條第二項第三号、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第二百八号）第六條の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七條の八第二項第三号」と、「第三條第二号」とあるのは「第三條第二号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三條、船員保険法施行令第三十四條、厚生年金保険法施行令第四條の二の十六及び子ども・子育て支援法施行令第三十五條第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五條第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第三十五條第二項」と、子ども・子育て支援法施行令第三十五條第二項及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第六條の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七條の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金」とする。

この政令は、平成二十六年六月一日から施行する。

附則（平成二十六年六月一日政令第二一四号）
この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二六年一〇月三十一日政令第三五四号）
この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。

附則（平成二七年三月二十七日政令第一二二号）
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三十一日政令第一六六号）抄
この政令は、平成二十七年三月三十一日政令第一六六号の施行期日

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年五月二十五日政令第二三三号）抄
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄
この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二七年十一月二十六日政令第三九二号）抄
この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二十九日政令第二七号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二十五日政令第七八号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二十五日政令第七八号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二十五日政令第七八号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二十五日政令第七八号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二十五日政令第七八号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二十五日政令第七八号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年四月六日政令第一九三号）
この政令は、平成二八年十月一日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）
この政令は、平成二十九年一月一日から施行し、第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十七條第一項（同令第五十一條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。

附則（平成二九年二月八日政令第一五二号）抄
この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）
この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）
この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）
この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）
この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）
この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月八日政令第二一九号）抄
この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄
この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄
この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄
この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄
この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規

二 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除

三 第二条及び第四条の規定、第六条の規定

(厚生年金保険法施行令第三条の五の二第二

第十九条 第三十二条の規定による改正後の平成

「改正後平成二十六年経過措置政令」という。

附則 (令和三年九月一〇日政令第二五

(施行期日) 1 この政令は、令和四年四月一日から施行す

附則 (令和五年一〇月六日政令第三〇

この政令は、公布の日から起算して十日を経

Table with 2 columns: 月数 (Month count) and 金額 (Amount). Rows list months from 一月 (January) to 十二月 (December) with corresponding amounts.

月数をそれぞれ加えた月数の一月につき、〇

七一月に一月か三七、〇六〇円に、上欄で三

九五月に一月か九九、八三〇円に、上欄で九

一一一月に一月一三九、五九〇円に、上欄で

一一一月に一月一三九、五九〇円に、上欄で

一一一月に一月一三九、五九〇円に、上欄で

一六七月に一月一八〇、五二〇円に、上欄で

の月数をそれぞれ

れ加えて得た月 当該加えた月数の一月につ

一九一月に一月二〇八、四六〇円に、上欄で

二〇三月に一月二二三、六四〇円に、上欄で

二二七月に一月二五一、四四〇円に、上欄で

二二七月に一月二五一、四四〇円に、上欄で

二五一月に一月二八〇、八一〇円に、上欄で

二七五月に一月三一〇、七五〇円に、上欄で

の月数をそれぞれ

<p>れ加えて得た月当該加えた月数の一月につき 数 一、二七〇円を加えて得た額</p>	<p>二八七月に一月三二五、九五〇円に、上欄で二 から一二月まで八七月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、二八〇円を加えて得た額</p>	<p>二九九月に一月三四一、三〇〇円に、上欄で二 から一二月まで九九月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、二九〇円を加えて得た額</p>	<p>三一一月に一月三五六、七九〇円に、上欄で三 から一二月まで一一月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、三一〇円を加えて得た額</p>	<p>三二三月に一月三七二、四四〇円に、上欄で三 から一二月まで二三月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、三二〇円を加えて得た額</p>	<p>三三五月に一月三八八、二五〇円に、上欄で三 から一二月まで三五月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、三三〇円を加えて得た額</p>	<p>三四七月に一月四〇四、二一〇円に、上欄で三 から一二月まで四七月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、三四〇円を加えて得た額</p>	<p>三五九月に一月四二〇、三二〇円に、上欄で三 から一二月まで五九月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、三六〇円を加えて得た額</p>	<p>三七一月に一月四三六、六〇〇円に、上欄で三 から一二月まで七一月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、三七〇円を加えて得た額</p>	<p>三八三月に一月四五三、〇四〇円に、上欄で三 から一二月まで八三月に加えた月数に の月数をそれぞれ</p>
<p>れ加えて得た月当該加えた月数の一月につき 数 一、三八〇円を加えて得た額</p>	<p>三九五月に一月四六九、六二〇円に、上欄で三 から一二月まで九五月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、四〇〇円を加えて得た額</p>	<p>四〇七月に一月四八六、三七〇円に、上欄で四 から一二月まで〇七月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、四一〇円を加えて得た額</p>	<p>四一九月に一月五〇三、二八〇円に、上欄で四 から一二月まで一九月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、四二〇円を加えて得た額</p>	<p>四三一月に一月五二〇、三四〇円に、上欄で四 から一二月まで三一月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、四四〇円を加えて得た額</p>	<p>四四三月に一月五三七、五七〇円に、上欄で四 から一二月まで四三月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、四五〇円を加えて得た額</p>	<p>四五五月に一月五五四、九五〇円に、上欄で四 から一二月まで五五月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、四六〇円を加えて得た額</p>	<p>四六七月に一月五七二、四九〇円に、上欄で四 から一二月まで六七月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、四八〇円を加えて得た額</p>	<p>四七九月に一月五九〇、二〇〇円に、上欄で四 から一二月まで七九月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、四九〇円を加えて得た額</p>	<p>四九一月に一月六〇八、〇六〇円に、上欄で四 から一二月まで九一月に加えた月数に の月数をそれぞれ</p>
<p>れ加えて得た月当該加えた月数の一月につき 数 一、五一〇円を加えて得た額</p>	<p>五〇三月に一月六二六、一一〇円に、上欄で五 から一二月まで〇三月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、五二〇円を加えて得た額</p>	<p>五一五月に一月六四四、三二〇円に、上欄で五 から一二月まで一五月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、五三〇円を加えて得た額</p>	<p>五二七月に一月六六二、七〇〇円に、上欄で五 から一二月まで二七月に加えた月数に の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につ れ加えて得た月一、五四〇円を加えて得た額</p>	<p>五四〇月 六八二、七七〇円</p>					

付録(第四十三条関係)

$A \times P / 1000 \times 1.01^t / 1^2 + B$

備考

一 A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 各月数に対応する別表の下欄に定める金額

P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあった日の属する月までの月数

B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあった日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に中小企業退職金共済法第十条第二項第三号の規定により算定される金額

二 $A \times P / 1000 \times 1.01^t / 1^2$ に一月未満の端数が生じたときは、これを一元に切り上げるものとする。